

不安を抱える妊婦の方への

出産前新型コロナウイルス検査のご案内

新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える妊婦の方または基礎疾患のある妊婦の方で、
出産前の新型コロナウイルス検査を希望する方は、検査を**無料**で受けることができます。

◇対象となる方(検査対象の要件)

宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦で、以下の①または②のいずれかに
該当し、検査を希望する方

(里帰り分娩等のために宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方も含みます。)

① 不安を抱える妊婦の方

② 基礎疾患を有する妊婦の方

※発熱等の症状があるなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等で、産科主治医が感染症法に基づいた
検査が必要と判断した場合は、新型コロナウイルスの検査ができる医療機関等を受診していただきます。

◇実施期間

令和4年3月31日までに実施した検査

◇内容

出産前新型コロナウイルス検査(妊婦の方お1人につき1回限り)

※検査を受ける週数は、妊娠36週から妊娠38週頃を目安とします。

※分娩取扱施設の産科主治医に相談の上、検査の事前申し込みが必要です。



©宮城県・旭プロダクション

◇検査場所・検査方法



検査場所

検査方法

ドライブスルー採取方式
予約日に車で指定された場所に行
って検査を受けます。

鼻咽頭ぬぐい液による検査
鼻から綿棒を入れて、鼻の奥の粘液を採取します。

自院採取方式
予約日に出産を予定している
分娩取扱施設で検査を受けます。

鼻咽頭ぬぐい液による検査
鼻から綿棒を入れて、鼻の奥の粘液を採取します。

もしくは

唾液による検査
妊婦の方に唾液を容器に採取していただきます。



※分娩取扱施設によって検査場所や検査方法が異なりますので、出産を予定している
分娩取扱施設にご確認ください。

◇検査を受けるまでの流れ



① 出産を予定している分娩取扱施設の主治医から検査について説明を受けます。【様式3】

希望します

② 主治医の説明に同意して検査を希望する妊婦は、「出産前新型コロナウイルス検査申込書」
を記入します。

③ 出産を予定している分娩取扱施設を通じて検査の予約をします。

※検査予約は妊娠**32週以降**

④ 検査予約日時に、検査を受けます。

※原則、予約の変更やキャンセルはできません。
体調不良、やむを得ず都合が悪くなった場合は、
必ず検査を予約した分娩取扱施設に連絡をお願いします。

！注意！

この検査は、検査対象の要件に該当する妊婦の方の希望により受ける検査です。下記の内容を必ずお読みになってから、出産を予定している分娩取扱施設の産科主治医にご相談の上、検査をお申し込みください。

【出産前新型コロナウイルス検査について】

- ◇本検査は、検査対象の要件（本チラシ表面をご確認ください）に該当する妊婦の方ご本人が希望する場合に任意で受ける検査となります。
※発熱等の症状があるなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合等で、産科主治医が感染症法に基づいた検査が必要と判断した場合は、新型コロナウイルスの検査ができる医療機関等を受診していただきます。
- ◇本検査を無料で受けられる回数は、妊婦の方お一人につき1回限りです。
- ◇検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- ◇本検査は、あらかじめ指定された場所で受けていただきます。
- ◇検査結果については、産科主治医から妊婦の方ご本人に説明があります。
⇒検査結果が陽性の場合、翌日(状況により翌々日)に電話連絡が入ります。
- ◇検査申込書に記載いただいた内容については、宮城県、仙台市、宮城県医師会、検査会場において予約受付や検査業務のために使用いたしますが、他の目的で使うことはありません。また、個人情報 that 特定されない形での統計処理を行います。
- ◇本検査をドライブスルー方式で受ける場合は、車で検査会場に行ける方に限ります(車以外の方法及びタクシーでは検査会場に入場できません)。

【検査結果が陽性となった場合の対応について】

- ◇感染症法に基づき、産科主治医が保健所・支所に届出を行います。その後、居住地の保健所・支所から妊婦の方ご本人に電話で連絡が入ります。
- ◇症状の有無にかかわらず、医師の判断に基づいて、入院又は宿泊療養施設等での療養が必要となります。
- ◇入院になった場合は、入院医療機関名や医療機関の入退院日等について、居住地の保健所・支所が産科主治医に連絡する場合があります。
- ◇症状の有無にかかわらず、入院・分娩先が必ずしも分娩を予定している医療機関とならない場合があります。
- ◇症状の有無にかかわらず、分娩方法等が変更（帝王切開や計画分娩等）となる場合があります。
- ◇症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会（分娩時の立ち合いを含む）はできません。また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れることができない、授乳することができない）となる場合があります。
- ◇妊婦の方ご本人の希望により、退院または療養期間終了後、市町村や保健所・支所が提供する助産師・保健師等による訪問等の支援を受けることができます(個人情報を支援目的以外に使用することはありません)。なお、市町村や保健所・支所からの支援希望については、別途、保健所・支所または医療機関から確認させていただきます。

<お問い合わせ>

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班 022-211-2633
仙台市子供未来局子供育成部子供保健福祉課 022-214-8189